

令和3年4月1日から介護サービス事業者の業務管理体制 の整備に係る届出書の届出先が一部変更になっています

先にお知らせしているとおり、指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者にかかる届出先について、原則、都道府県知事から中核市の長へ変更となっています。なお、この法改正に伴う届出書の提出は必要ありませんが、法令遵守責任者等の変更が生じた際は、速やかに業務管理体制変更届出書を提出してください。

なお、旭川市では、運営指導に併せて「業務管理体制自主点検表」の提出をお願いしていますので、運営指導の際には届出内容を確認の上、提出してください。※対象事業者には事前に文書を送付します。

(届出先)

区 分	届出先 (令和3年3月31日まで)	届出先 (令和3年4月1日以降)
① 指定事業所が三以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣	厚生労働大臣
② 指定事業所が二以上の都道府県に所在し、かつ、二以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者 (※)	都道府県知事	中核市の長 (旭川市長)
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事	都道府県知事

(※) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合は除く (届出先は都道府県知事のまま)

(業務管理体制整備の内容)

法令遵守責任者の選任※	法令遵守マニュアルの整備	法令遵守に係る監査
	法令遵守責任者の選任	法令遵守マニュアルの整備
市内 20 事業所未満	20 以上 100 未満	100 以上

◎指定又は許可を受けている事業所数によって整備する内容が異なります◎

※法令遵守責任者の選任にあたり、職種・資格の有無は問いません。

～業務管理体制（法令等遵守態勢）とは～

介護保険法では、介護サービス事業者（以下「事業者」といいます。）の不正事案の再発を防止し、介護事業運営の適正化を図るため、事業者には法令等遵守の業務管理体制（法令等遵守態勢）の整備を義務付けており、事業者は、指定又は許可を受けている事業所・施設の数や法人の特性に応じた法令等遵守態勢を整備し、自らその態勢を運用することを求めています。

しかしながら、介護給付費の不正請求や介護施設従事者等による利用者への虐待など、法令等違反となる不正事案が現在も後を絶たないのが実情です。事業者には法令等遵守を職員に徹底し、利用者に対する適切なサービス提供だけでなく、介護保険制度の健全な運営を確保するため、更なる法令等の自主的な遵守が求められます。